

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 61 年 3 月まで

国民年金に加入していないと将来もらえる年金が少なくなるのではないかと思い、近所に住んでいた知人と一緒に A 市役所 B 出張所で国民年金の任意加入の手続を行った。当時は経済的にも余裕があった上、少しでも年金が多くもらえたらと思い、申立期間については、付加年金加入の申出も行い、定額保険料と付加保険料を併せて納付した記憶がある。

しかしながら、国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間は付加年金に加入したこととなっていない上、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの定額保険料は未納となっている。当時、保険料を納付できない事情は無いので、申立期間の定額保険料が未納、付加年金が未加入となっているのは納付できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金定額保険料について、オンライン記録により、申立人は、昭和 55 年 6 月 16 日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、未納期間が無いことが確認できる。

また、申立期間のうち、国民年金定額保険料が未納とされている期間は 6 か月と比較的短期間である上、任意加入期間であり、当該期間の前後を通じ、申立人の住所やその夫の仕事内容に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が当該期間の定額保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間の国民年金付加保険料について、申立人は、「定額保険料と

付加保険料を併せて納付していた。」と主張しているところ、A市は、「申立期間当時、定額保険料と付加保険料を納付する場合、定額保険料及び付加保険料を合計した金額を記載した納付書で納付する取扱いであった。」と回答しており、定額保険料及び付加保険料を併せて納付していながら、70 か月間の長期間にわたり、定額保険料が納付済みとなり、付加保険料のみが未納となることは考え難い。

また、A市が作成した国民年金被保険者名簿において、申立人の付加年金加入記録は空欄となっている上、同市が作成した昭和 58 年度及び 59 年度の国民年金検認状況一覧表により、確認できる収納された各年度の年間保険料及び期別保険料の収納額は、全て当該期間の定額保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金定額保険料については、オンライン記録により、同年 9 月 10 日に過年度納付していることが確認できるが、制度上、付加保険料は現年度納付のみとされていることを踏まえると、少なくとも、当該期間については付加保険料を納付することができない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金定額保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月1日から43年9月28日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年9月1日に、資格喪失日に係る記録を43年9月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から40年9月まで  
② 昭和42年8月から43年10月1日まで

B社での在籍期間について年金記録を確認したところ、申立期間①の標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低額とされているが、申立期間において同社から支給された各月の給与総支給額は、基本給に加えて諸手当が付いており、一貫して少なくとも3万円以上であった。

また、申立期間②のA社での在籍期間について年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答であったが、同社ではC及びDの業務に従事し、少なくとも約1年間は勤務していたので納得がいかない。

調査した上で、私の年金記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、「私は遅くとも昭和42年9月1日にはA社に入社し勤務を開始したが、その後間もなく本社とは別の場所に同社の工場が開設された。また、次の会社の入社日が43年10月1日に決まっていたため、同社は同年9月下旬頃退社したと思う。同社がE社に社名変更したことは、A社を退社後に知った。」と主張しているところ、同工場の勤務者が「工場開設時期は昭和42年9月13日頃である。」と供述していること、及び申立人と同職種で、43年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得

している同僚が、「私が昭和 43 年 9 月初旬に同社に入社したとき、申立人は既に C 及び D 職として勤務しており、私の入社から約 1 か月経過後に申立人は退社したと思う。」と供述していること、並びに法人登記簿謄本により、同社の組織及び商号変更時期は 43 年 9 月 28 日であることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間②のうち、42 年 9 月 1 日から 43 年 9 月 27 日までの期間において同社で勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「在籍中は C 及び D 業務に従事していた。」と主張しているところ、申立期間②に申立人と同職種であった全ての同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、申立期間②当時の社会保険事務担当者は、「申立人は A 社では C 及び D 業務に従事していた正社員であったが、当時、同社では、正社員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と供述していること、及び複数の同僚が供述する従業員数と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる申立期間②当時の被保険者数がほぼ一致していることから判断すると、当時、同社においては、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 9 月 28 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種である同僚の標準報酬月額から 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は昭和 61 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は既に死亡していることから確認することができないが、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 42 年 9 月から 43 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち昭和 42 年 8 月から同年 9 月 1 日までの期間及び 43 年 9 月 28 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人が A 社で勤務していたことを裏付ける同僚の供述は得られない上、同僚及び同社から、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得るこ

とができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同職種であったとされる複数の同僚及び同年代であった複数の同僚の申立期間に係る標準報酬月額、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみがほかの同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、B社は昭和42年7月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡している上、申立人も申立期間①の給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人に係る当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立期間①当時、B社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、給与明細書等の資料を保管している同僚は見当たらず、給与から控除されていた厚生年金保険料について具体的な供述を得ることができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無い上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 香川国民年金 事案 446

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から62年4月まで  
昭和60年1月末に厚生年金保険加入事業所を退職した後、国民年金に加入した方が良いと聞いて、同年10月頃市役所に行って国民年金の加入手続きを行い、62年5月に再就職するまでの間、口座振替により保険料を納付していたと思う。  
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録による同番号の前後の払出し状況等から、平成4年2月頃に払い出されていることが推認でき、その時点で、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が作成した国民年金検認状況一覧表によると、平成4年3月から7年12月までの納付済期間に係る保険料の納付は、当該期間を通じて各月の納付日に規則性のある記録（月末納付）となっていることから、口座振替により納付されていることがうかがえる上、申立人は、「保険料は毎月1万円ぐらい、年間にして10万円以上が銀行口座から引き落とされていた。」と述べているところ、当該金額は申立期間に係る保険料額とは相違している一方で、上記の納付済期間に係る保険料納付金額とおおむね符合している。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
ねんきん定期便では申立期間に標準報酬月額が下がった記録となっており、所持する失業保険被保険者離職票に記載されている賃金額と相違しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「当時の給与支給額は、『失業保険被保険者離職票』に記載されているとおおり 3 万 6,000 円であった。」と申し立てているところ、申立人が所持する失業保険被保険者離職票から確認できる申立期間を含む離職前 6 か月分（昭和 45 年 6 月から同年 11 月までの期間）の賃金額は、各月 3 万 6,175 円と記載されていることが確認できるものの、同離職票からは厚生年金保険料控除額は確認できない上、申立人は、給与明細書等の資料を所持していないことから、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A 法人の現在の社会保険事務担当者は、「申立内容を確認できる賃金台帳等の資料は保管されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

さらに、申立期間に係る複数の同僚の標準報酬月額の記録は、申立人と同様に直前の標準報酬月額と比較して低額となっており、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、標準報酬月額を遡って訂正した形跡は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。